

# 令和6年度 小樽市望洋サッカー・ラグビー場開放の手引き

## 1. 趣旨

小樽市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理運営している施設については、条例や規則に規定があります。このほかに、施設（芝生）の維持及び保全を目的とした「小樽市望洋サッカー・ラグビー場管理運営実施要綱」により運営を行っています。

小樽市望洋サッカー・ラグビー場（以下「施設」という。）の芝（Aコート及びBコート）につきましては、主に大会で使用することが多いですが、これ以外の日を、広く市民の皆さまに使用していただくために、次のとおり開放を実施することといたします。

## 2. 開放日・時間

開放期間（おおむね6月上旬～10月31日）の火曜日・木曜日のうち、大会等で使用しない日で委員会が指定する日を開放日とします。

開放時間は、午前（6時から12時まで）又は午後（12時から18時まで）の半日単位とします。

## 3. 施設の保全について

委員会及び関係者は、これまでも施設の芝生を大切にしてきました。

芝生を少しでも長く良い状態に保つためには、ただ芝を刈って、肥料を撒くだけではなく、使用される団体の皆さまにも、芝生を大切にする気持ちをもって、その使い方にも細心の注意を払っていただくことが必要です。

このため、次の理念を共有していただける団体を、開放対象団体とすることとしています。

### 芝生を大切にする理念について

- ・使用する全員（責任者、指導者、使用者、保護者等）が、芝生を大切にする気持ちを持つ
- ・雨の日や、前日までの雨でぬかるんでいて、芝生を傷めそうなときは使用を中止する
- ・同じエリアで、大勢が、同じ練習を繰り返すような、芝生を傷めることはしないようにする
- ・使用開始時から芝生が傷んでいるエリアは、練習で使用しないように工夫する
- ・専用スパイク以外のシューズで芝生を傷めないようにする
- ・使用後には芝生の状態を確認し、めくれた箇所を補修する
- ・「芝を大切にするボランティア（10月中旬）」に参加する

### 芝を大切にするボランティア

天然芝の育成を維持し、いつでもベストの状態で使用できるように、芝生の病気の原因となる雑草やきのこ等、機械では取り切れない物を手で取り除きます。

開放団体には、実施日時が決まりましたら別途ご案内しますので、参加のほどよろしくお願ひします。

## 4. 開放対象団体

次の条件を満たす団体を対象とします。

- (1) 芝生を大切にする理念を共有できる団体
- (2) 市内で活動する団体のうち、次の協会に所属している又はこれに準ずる団体で、使用日に監督又はコーチ等の責任者が帯同できる団体
  - ① 小樽地区サッカー協会
  - ② 特定非営利活動法人小樽市ラグビーフットボール協会

## 5. 申請手続について

各期間等	前期	後期
開放期間	6月 4日 (火) ~ 8月 20日 (火)	8月 22日 (木) ~ 10月 31日 (木)
当初募集期間	5月 20日 (月) ~ 5月 27日 (月)	8月 1日 (木) ~ 8月 8日 (木)
随時募集開始	6月 5日 (水) 午前9時~	8月 23日 (金) 午前9時~

### (1) 当初募集について

使用希望団体は、募集期間内に使用願【小樽市体育施設専用使用願（小樽市体育施設使用規則様式第1号）】を提出してください。

※半日（午前又は午後）を1コマとし、1つの団体において4コマまで申請できるものとします。

※使用希望日が複数団体で重複した場合は、団体の構成内容や利用実態等に鑑み、委員会が決定します。

※提出方法は、メール、持参又は郵送とします。【募集期間最終日午後5時必着】

### (2) 随時募集について

空いている日程で随時受付します。（先着順）

※使用希望日の前日までに使用願を提出してください。

※申請できるコマ数の限度はありません。当初募集にて申請した団体も申請可能です。

## 6. 使用に当たって

施設の使用に当たっては、次のことを遵守してください。

### (1) 器具の貸出しについて

ゴール及びネット（運営室内トイレ前に備付け）を無償で貸し出します。これら以外の施設備付け器具は使用しないでください。また、使用後は元の位置に戻してください。

他に必要な用具は、使用団体が用意してください。※紛失に関しては、一切責任を負いません。

### (2) トイレの使用及び清掃について

トイレは、運営室内のトイレ又はCコート（クレーコート）の仮設トイレを使用してください。

トイレの使用に当たっては、次のことを遵守してください。

- ・運営室内は、トイレ以外のエリアには立ち入らないでください。
- ・トイレットペーパーは設置していません。使用者が用意してください。
- ・トイレを使用したときは、最後に必ず清掃を行ってください。

### (3) 施設・貸出器具の破損又は紛失について

使用した施設・貸出器具について、破損又は紛失があったときは、使用団体が全て弁償するものとします。速やかに下記担当課へ報告してください。

※ 開放施設（芝生等）に、使用団体の責任によらない異常を発見した場合も、報告をお願いします。

### (4) 事故について

使用時における一切の事故について、委員会は責任を負いかねます。

#### (5) その他・注意事項

- 使用責任者が不在（欠席）の場合は、施設の使用ができません。
- 施設の使用時間を守ってください。施設の使用時間には、準備、片付け（トイレ清掃）を行う時間も含まれています。
- 施設内で飲酒、喫煙、火気の使用をしないでください。
- 貴重品、所持品の管理は自己の責任で行ってください。
- 使用後の施設にごみを置いていかないでください。
- 忘れ物、落とし物がないように使用後に確認をしてください。
- 使用責任者は、使用后、門の施錠を確実にしてください。
- 芝生の状態によっては開放を中止し、使用許可を取り消す場合があります。

### 7. 中止の場合について

次の場合は使用を中止してください。また、必ず中止日から3営業日以内に担当課へ中止報告をしてください。  
期限内に中止報告がない場合は、施設を使用したものとみなし、使用料を請求します。

- (1) 当日雨天のとき
- (2) 使用責任者が帯同できなくなった（不在）とき
- (3) 当日晴れていても、前日までの雨等により、グラウンド状態が悪いとき（芝生を大切にす理念に基づき、使用団体の判断により使用を中止してください）

※その他天候状況・市の行事等により、委員会の判断において使用許可を取り消すことがあります。この場合は、団体からの中止報告は不要です。

### 8. 使用料について

開放施設の使用に際しては次の使用料が必要となります。

使用料の減免はありません。

#### 芝（Aコート又はBコート）1面につき

	高校生以下の者	左記以外の者
1日	5,900	11,800
半日	2,900	5,900

※半日 午前（6時から12時まで）又は午後（12時から18時まで）

#### 納付について

使用した月の翌月に、委員会が納付書を発行しますので、指定された期日までに納付してください。

### 9. 使用許可の取り消しについて

次のいずれかに該当する場合には、使用許可を取り消します。また、取消決定日以後1年間は使用を許可しません。（特別な事情があると認める場合を除く）

- (1) 小樽市体育施設条例その他の規則に違反したとき
- (2) 使用許可の条件に違反したとき
- (3) 偽り又は不正の手段により使用許可を受けたとき

(4) 上記に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認めるとき

(例)

- 使用マナーが悪い場合（特にグラウンド状態が悪いときに、無理やり使用した場合）
- 年度内に2回以上督促状が発送された場合

**望洋サッカー・ラグビー場開放担当課**

★＜平日 9：00～17：00＞

小樽市教育委員会 生涯スポーツ課

〒047-0034 小樽市緑3丁目4番1号

TEL：32-4111（内線7415） FAX：33-6608 E-MAIL：syogai-sports@city.otaru.lg.jp